令和2年度 第1回香取市農業委員会総会議事録

令和2年4月6日

4月6日(月) 香取市農業委員会会長 伊藤 寛は、下記議案審議のため、農業委員会総会を本庁7階全員協議会室に招集した。

議案第1号 農地法第3条の許可申請に係る下限面積の設定について 日程第1 日程第2 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請に対する意見 日程第3 について 議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について 日程第4 日程第5 議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について 日程第6 議案第6号 農用地利用集積計画の決定について 日程第7 議案第7号 農用地利用配分計画案に対する意見について 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について 日程第8 報告第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の中途解約に係る通知につ 日程第9

日程第10 報告第3号 農地法施行規則第29条第1号に関する農地転用の届出について

1. 出席委員は18名で、その氏名は下記のとおり

いて

1番	林			浩	2番	平	Ш	君	子
3番	石	橋	清	勝	4番	鈴	木		清
5番	篠	塚	正	則	6番	遠	藤		宏
7番	寺	島	美	幸	8番	片	野	壽	夫
9番	海老	: 澤		武	10番	富	澤	克	彦
11番	飯	森		孝	12番	髙	松	多下	可史
13番	鵜	澤	幹	司	14番	菅	谷	樹	雄
15番	林		藤	江	17番	大	堀		潔
18番	栗	林	利	男	19番	伊	藤		寛

1. 欠席委員は1名、その氏名は下記のとおり

16番 髙 木 甚 一

事務局職員出席者

 事務局長
 椎
 名
 正
 志
 班
 長
 滑
 川
 典
 文

 主
 査
 髙
 橋
 亮太郎
 主
 事
 大
 崎
 集
 矢

開会 午後 2時52分

議 長 それでは、本日の出席委員の確認をいたします。

16番 髙木甚一委員より欠席の旨通知がありましたので、ご報告いたします。

本日の出席委員は、18名です。

したがいまして、委員の過半数が出席しておりますので、本日の総会は成立しております。

議 長 ただいまから、令和2年度第1回農業委員会総会を開会いたします。

これより、会議に入ります。

審議のほど、よろしくお願いいたします。

◎議事録署名委員の選任

議 長 議事録署名委員の選出をいたします。

議長指名とさせていただきたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

それでは、5番 篠塚正則委員、15番 林 藤江委員を指名いたします。

◎議案の提出

議 長 本日の提出議案について、お諮りいたします。

日程第1 議案第1号 ないし 日程第10 報告第3号を提案申し上げます。 これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

◎日程第1 議案第1号

議 長 日程第1 議案第1号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局班長 議案第1号 農地法第3条の許可申請に係る下限面積の設定について。下記のと おり農地法第3条第2項第5号の規定による農業委員会が定める下限面積(別段の面積)の 設定について審議を求める。令和2年4月6日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案の概要を説明します。

ページは1ページです。

議案第1号は下限面積の設定でございます。

農地法第3条第2項第5号に下限面積の規定があり、北海道を除く都府県については 50 アール以上とされております。

農業委員会は農林水産省令で定める基準に従い、市町村の区域内全部または一部について、 これらの面積の範囲内で別段の面積を定め、これを公示したときは、その面積を下限の面積 として設定できることになっております。

つきましては、今年度、香取市の下限面積(別段の面積)の設定について、以下のとおり 提案するものであります。

農地法第3条第2項第5号の規定に基づく下限面積について、香取市は現在50アール以上 としております。

令和2年度についても、以下の理由により50アール以上とします。

- (1) 2015 農林業センサスで経営面積が 50 アール以上の農地保有農家が市内全農家数の 9 割を超えているため。
- (2) 管内の荒廃農地率が4%台と比較的低いため。

以上です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第1号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第1号については、原案のとおり決定いたします。

◎日程第2 議案第2号

議 長 日程第2 議案第2号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局班長 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について。下記のとおり農地法第3条の規定による許可申請書の提出があったので、許可について審議を求める。令和2年4月6日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案の概要を説明いたします。

ページは2ページで、整理番号は1番および2番です。

整理番号1番は、譲受人が営農型太陽光発電施設設置のため、売買により所有権移転を受けるものです。

整理番号2番は、譲受人が新規就農のため、農地を借り受けるものです。

以上、2件でございます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 次に、事前審査会の報告をお願いします。

第2班 班長 大堀 潔委員。

17番大堀委員 第2号議案 去る、3月27日、金曜日午後1時30分より市役所4階会議室 において、第2班の事前審査会を開催いたしました。

提出されました農地法第3条の案件は2件であります。

案件について、書類および写真により審査を実施いたしました。

それでは、審査結果について報告いたします。

議案第2号の案件については、農地法第3条第2項規定の不許可の項目に該当せず、全部 効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件を満たしており権利 取得後も適切な管理が行われるものと考えます。

したがいまして、許可が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明お願いいたします。

議 長 次に、担当委員の意見を伺います。

整理番号1番について、9番 海老澤 武委員。

9番海老澤委員 整理番号1番について、坂本推進委員と現地調査等を行った結果を説明いた します。 申請地の譲受人は、営農型の太陽光発電施設を計画しておりパネルの下の農地には「〇〇 〇〇」を作付けすることにより、有効活用したい考えです。

譲受人は、〇〇〇在住でありますが、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇による通作により営農条件に 支障はないと思われます。

以上、調査報告を終わります。

- 議 長 整理番2番について、11番 飯森 孝委員。
- 11番飯森委員 整理番号2番について、髙木推進委員と現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲受人が農業経営に参入するため、譲渡人の農地に賃借権の設定を行うものであります。

譲受人は、○○や○○地区にあります「○○○○○」に販売を計画しており、経営面積は5年程度で40,000 ㎡を目標としております。

ほうれん草やニンジン・さつまいもなど、露地野菜の栽培を計画しております。

農業経営の実施計画書も香取農業事務所において、指導を受けながら計画を立てており、 その内容においても適正で、賃借権設定後も良好な維持管理が行われると思われることから、 取得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたします。

以上、調査報告を終わります。

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第2号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は、原案のとおり決定いたします。

◎日程第3 議案第3号

議 長 日程第3 議案第3号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局班長 議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請に対する意見について。下記のとおり農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請書の提出があったので、県への通知に係る意見について審議を求める。令和2年4月6日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案の概要を説明します。

ページは3ページです。なお、不許可の例外事由一覧表については、今回総会資料の一番 後ろから2枚目に綴じこんでありますので、よろしくお願いいたします。

整理番号1番、砂利採取事業の期間延長に伴う、砂利採取用地および砂利搬出入路用地の 一時転用期間延長の申請です。

以上、1件でございます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 次に事前審査会の報告をお願いします。

第2班 班長 大堀 潔委員。

17番大堀委員 事前審査会の審査結果について報告をいたします。

提出されました農地法第5条計画変更承認申請の案件は、1件であります。

整理番号1番について書類で審査した結果、申請の用途に供することの確実性については 問題ないとの意見でした。

したがって、議案第3号の案件については、農地法第5条計画変更承認申請の要件を満た しているものと考えられ、承認相当の意見進達が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明お願いします。

議 長 次に、担当委員の意見を伺います。

整理番号1番について、18番 栗林利男委員。

18番栗林委員 整理番号1番について、現地調査等を行った結果を説明します。

この申請は、譲受人は〇〇〇〇〇〇に本店のある、土木・建築業を営む法人です。

場所は、○○○○○○を○○方面に向かって○○の踏切があります。その先の○○○を左に行って○○方面に出ます。○○○と○○○の境あたり、そこに位置する所です。

変更内容については、山砂採取事業の継続により、山砂採取用地、搬出入路用地としての 一時転用許可期間を1年間延長するものです。

なお、その他事業内容に変更はなくて、特に問題ないとは思うんですが、とにかくその近

くが田んぼになっていますので、それに影響ないように砂利採取するようにというようなことで、○○○○を営む○○○には言っております。いうことで、今までも特に問題ありませんので、今後も問題ないものと考えております。

以上で、調査報告を終わります。

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第3号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は、承認相当との意見を附して進達することに決定いたします。

◎日程第4 議案第4号

議 長 日程第4 議案第4号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局班長 議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について。下記の とおり、農地法第4条の規定による許可申請書の提出があったので、県への通知に係る意見 について審議を求める。令和2年4月6提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案の概要を説明します。

ページは4ページです。

整理番号1番、転用目的は農業用施設用地でございます。

申請地の農地区分は、農業公共投資の入っていない小集団の農地で第2種農地でございます。

以上、1件でございます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 次に、事前審査会の報告をお願いします。

第2班 班長 大堀 潔委員。

17番大堀委員 事前審査会の審査結果について、報告をいたします。

提出されました農地法第4条の案件は、1件であります。

整理番号1番について、現地調査を行った結果、申請の用途に供することの確実性については問題ないとの意見でありました。許可相当の意見進達が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明をお願いします。

議 長 次に、担当委員の意見を伺います。

整理番号1番について、2番 平川君子委員。

2番平川委員 整理番号1番について、現地調査等を行った結果を説明します。

推進委員の伊東さんには電話にて連絡してあります。

場所は、〇〇〇〇より〇〇〇〇を〇〇方面に向かい〇〇〇〇の近くです。

この申請は、申請人は市内に本店のある農産物の生産、加工、販売などを営む法人ですが、現在、自前の〇〇〇がなく借りているため周囲に野菜の〇〇〇〇、〇〇の〇〇〇、〇〇の〇〇〇、〇〇の〇〇〇〇などがあり、野菜の〇〇二リアになっていて利便性も良い申請地で、新たに野菜の〇〇〇〇を建設する計画をしたものです。

申請地では、埋立て等は行わず、整地をします。

排水については、雨水は敷地内に浸透池を設け処理し、野菜の洗浄水は敷地内の沈殿処理 槽にて処理します。

また、隣接農地には、小堤を設けることで土砂等の流出を防止します。

なお、申請地は土地改良区の受益地ではなく、資金計画も妥当であるため、本申請は転用 の確実性があり、周辺農地への営農に支障を生じる恐れもなく、特に問題ないものと考えま す。

以上、調査報告を終わります。

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第4号については、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第4号は、承認相当との意見を附して進達することに決定いたします。

◎日程第5 議案第5号

議 長 日程第5 議案第5号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局班長 議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について。下記の とおり、農地法第5条の規定による許可申請書の提出があったので、県への通知に係る意見 について審議を求める。令和2年4月6提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案の概要を説明します。

ページは5ページで、整理番号は1番から3番です。

整理番号1番、転用目的は農業用施設(農業用倉庫)用地で、権利の内容は使用貸借権設定です。

申請地の農地区分は第1種農地でありますが、不許可例外事由 I に該当します。

整理番号2番、転用目的は専用住宅用地で、権利の内容は使用貸借権設定です。

申請地の農地区分は第1種農地でありますが、不許可例外事由 I に該当します。

整理番号3番、転用目的は専用住宅用地で、権利の内容は所有権移転です。

申請地の農地区分は、都市計画用途地域内の第一種中高層住居専用地域のため、第3種農地です。

以上、3件でございます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 次に、事前審査会の報告をお願いします。

第2班 班長 大堀 潔委員。

17番大堀委員 事前審査会の審査結果について、報告をいたします。

提出されました農地法第5条の案件は3件であります。

書類および写真で審査した結果、農地法第5条許可申請の要件を満たしているものと考えられ、申請の用途に供することの確実性について問題なく、許可相当の意見進達が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明をお願いいたします。

議 長 次に担当委員の意見を伺います。

整理番号1番について、3番 石橋清勝委員。

3番石橋委員 整理番号1番について、木内推進委員と現地調査等を行った結果を説明いたします。

申請地は、○○○○○○○前から○○○方面へ○○メートル進んだ地点を○○○方面へ左折し○○メートル進んだ右側になります。

この申請は、譲受人は市内で農業を営んでおりますが、現在借用している〇〇〇〇〇が昨年の大型台風で損壊し使用できなくなったため、住居に近い申請地に新たに〇〇〇〇〇を建設する計画をしたものです。

申請地では、埋立て等は行わず整地をします。

排水については、雨水は土地改良区より同意を受けた水路へ流し、汚水・雑排水はありません。

また、隣接農地より低いため土砂等の流出はありません。

なお、申請地は土地改良区より転用同意を受けており、資金計画も妥当であるため、転用 の確実性があり周辺農地への営農に支障を生じる恐れもなく、特に問題ないものと考えます。 以上、調査報告を終わります。

- 議 長 整理番号2番について、5番 篠塚正則委員。
- 5番篠塚委員 本宮推進委員と現地調査を行った結果を報告いたします。

場所は、〇〇〇〇の〇〇〇〇から説明いたします。〇〇〇〇から〇〇〇〇に向かいまして、 〇〇メートル位行ったら右に曲がって〇〇〇〇方面に行って〇〇メートルほど行った道沿い の左側です。

この申請は、譲受人は現在実家住まいですが、昨年の大型台風の倒木により住居が損壊し、 住み続けることが困難であるため、実家近くに新たに専用住宅を建築する計画をしたもので す。

申請地では、埋立て等は行わず整地します。

排水については、雨水は敷地内で自然浸透処理とし、汚水・雑排水は公共下水道へ流します。

また、隣接農地にはコンクリートブロックを設け土砂等の流出を防止します。

なお、申請地は土地改良区の受益地ではなく、資金計画も妥当であるため、転用の確実性があり、周辺農地への営農に支障を生じる恐れもなく、特に問題ないものと考えます。

以上、調査報告を終わります。

- 議 長 整理番号3番について、11番 飯森 孝委員。
- 11番飯森委員 整理番号3番について、髙木推進委員と現地調査等を行った結果を説明します。

場所は、○○○○○下の○○○を○○○○方面へ○○メートル位行った所に○○を越えて、○メートル先を右折し○メートル位先の左側です。

この申請は、譲受人は現在アパート住まいですが手狭となっているため、専用住宅を建築 する計画をしたものです。

申請地では、埋立て等は行わず整地をします。

排水については、雨水は既設の側溝へ流し、汚水・雑排水は公共下水道へ流します。

また、隣接農地はありません。

なお、申請地は土地改良区より転用同意を受けており、資金計画も妥当であるため転用の 確実性があり、周辺農地への営農に支障を生じる恐れもなく、特に問題ないものと考えます。 以上、調査報告を終わります。

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第5号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第5号は、承認相当との意見を附して進達することに決定いたします。

◎日程第6 議案第6号

議 長 日程第6 議案第6号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局班長 議案第6号 農用地利用集積計画の決定について。下記のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について審議を求める。令和

2年4月6日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案の概要を説明します。

令和2年度第1次農用地利用集積計画は、ページは6ページから52ページで、整理番号は 1番から107番です。

所有権移転が4件、10,557 m²で、このうち田が6,399 m²、畑が4,158 m²です。

次に、使用貸借権設定の再設定が2件、3,735㎡で田です。

次に、賃借権設定の新規が 25 件、84,985 ㎡で、このうち田が 49,672 ㎡、畑が 35,313 ㎡です。

次に、再設定14件、71,032 ㎡、このうち田が57,163 ㎡、畑が13,869 ㎡です。

次に、農地中間管理機構分について、賃借権設定の新規 62 件、318,936.46 ㎡、このうち 田が 314,728.46 ㎡、畑が 4,211 ㎡です。

以上 107 件の第 1 次農用地利用集積計画については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 議案第6号については、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与 の制限に係る事案がありますので、当該事案を分離して審議いたします。

まず、議案第6号 整理番号2番について、審議いたします。

審議が終了するまでの間、○番 ○○○○○委員の退場を求めます。

(○番 ○○○○○委員 退場)

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第6号 整理番号2番について、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第6号 整理番号2番について、原案のとおり決定いたします。

○番 ○○○○○委員の入場を許可します。

(○番 ○○○○○委員 入場・着席)

議 長 次に、ただいま分離して審議した議案第6号の2番を除く106件について、審議します。

これより、質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

ただいま分離して審議した議案第6号の2番を除く106件について、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、ただいま分離して審議した議案第6号の2番を除く、106件については、原案の とおり決定いたします。

◎日程第7 議案第7号

議 長 日程第7 議案第7号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局班長 議案第7号 農用地利用配分計画案に対する意見について。下記のとおり農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案に対する意見を求める。令和2年4月6日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案の概要を説明します。

ページは53ページから75ページで、整理番号は1番から24番です。

賃借権設定の新規 24 件、318, 936. 46 ㎡、このうち田が 314, 728. 46 ㎡、畑が 4, 211 ㎡です。 以上、24 件の農地中間管理事業法第 18 条第 4 項の各要件を満たしていると考えます。 ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 議案第7号については、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与 の制限に係る事案がありますので、当該事案を分離して審議いたします。

まず、議案第7号 整理番号21番について、審議いたします。

審議が終了するまでの間、○番 ○○ ○委員の退場を求めます。

(○番 ○○ ○委員 退場)

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第7号 整理番号21番については、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第7号 整理番号21番については、原案のとおり決定いたします。

○番○○○委員の入場を許可します。

(○番 ○○ ○委員 入場・着席)

議 長 次に、ただいま分離して審議した議案第7号の21番を除く23件について、審議いたします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

ただいま分離して審議した議案第7号の21番を除く23件について、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、ただいま分離して審議した議案第7号の21番を除く23件については、原案のとおり決定いたします。

◎日程第8 報告第1号

議 長 日程第8 これより報告事項に入ります。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いします。

事務局班長 報告第1号 農地法第18条第6項の規定のよる通知について。下記のとおり農地 法第18条第6項および農地法施行規則第68条の規定による解約等の通知があったので報告 する。令和2年4月6日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

通知は7件です。

◎日程第9 報告第2号

事務局班長 報告第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の中途解約に係る通知について。下記のとおり農地法第18条第6項および農地法施行規則第68条の規定による農用地利用集積計画(中途解約)の通知があったので報告する。令和2年4月6日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

通知は38件です。

◎日程第10 報告第3号

事務局班長 報告第3号 農地法施行規則第29条第1号に関する農地転用の届出について。下 記のとおり農地法施行規則第29条第1号に関する農地転用の届出があったので報告する。令 和2年4月6日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

届出は2件であります。

◎閉 会

議 長 以上、上程いたしました議案はすべて審議が終了いたしました。慎重なる審議に対 しまして、厚くお礼申し上げます。

本日の総会は、これをもって閉会といたします。誠にありがとうございました。

閉会 午後 3時40分

上記の会議の顚末を記載し、その相違なきことを証するために署名する。

議 長

署 名 人

署 名 人